

加入事業所の皆様 へ

2020年11月 電子申請がスタートします

- ◇「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。
 - ◇インターネットを経由するため、[いつでも・どこでも](#)手続きができます。
 - ◇また、申請するために移動したり郵送する必要が無いので、書面やCD・DVDで行う申請に比べて、[コストが掛からない](#)などのメリットがあります。
- 皆さま、ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。

電子申請ができる届出は 『15届出』

◇KPFD様式(CSV データ)による届出

健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届
 健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届
 健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
 健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
 健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届

◇CSV データによる届出

健康保険 被扶養者(異動)届

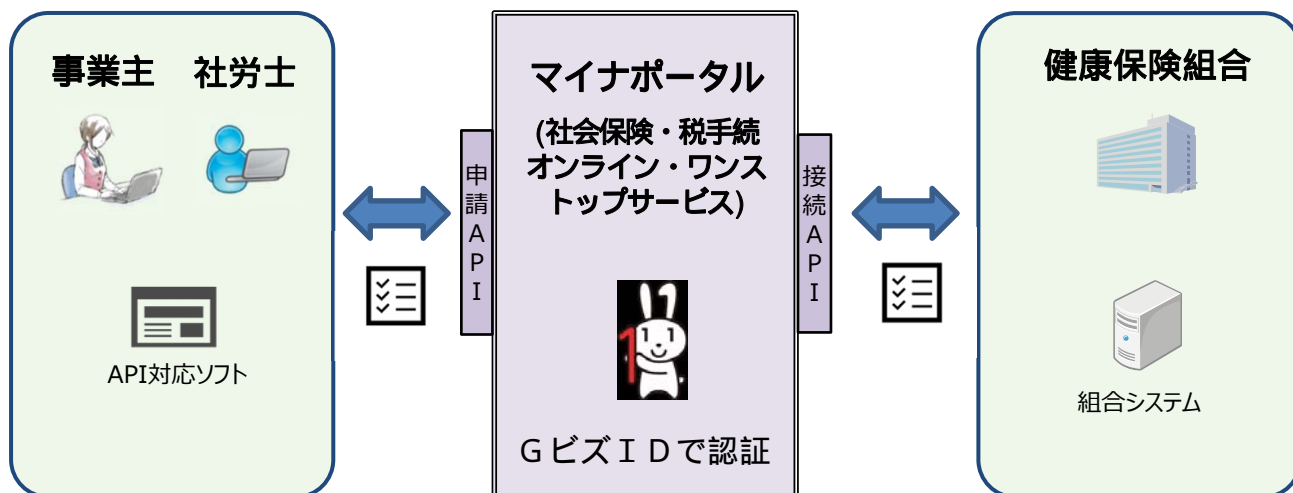
◇xml様式による届出

健康保険 厚生年金保険 新規適用届
 任意適用申請書
 任意適用取消申請書
 一括適用承認申請書
 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
 産前産後休業終了時報酬月額変更届
 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届
 育児休業等終了時報酬月額変更届
 介護保険適用除外等該当・非該当届

※ 健康保険組合毎に電子申請が可能となる時期が異なる場合があります。詳細は健康保険組合にお尋ねください。

- ◇11月からスタートする電子申請環境は、日本年金機構(協会けんぽ)及び全ての健康保険組合を受理機関とする唯一の環境ですので、[加入する保険者を異動しても利用可能](#)です。
- ◇また、GビズID(法人共通認証基盤)※P4参照を利用した法人認証のため、[法人認証に要する費用はかかりません](#)。
- ◇特定の法人(資本金1億円超の事業所等)に対する電子申請の義務化については、これまで健康保険組合に対する手続は除外されていましたが、11月からは対象となります。該当の事業所の皆様はご準備をおねがいします。
- ※人事・給与システムベンダー側の改修が間に合わないことにより電子申請が困難な場合は、健康保険組合へご連絡ください。
- ◇特定の法人以外の事業主の方々も電子申請が可能ですので、積極的にご利用ください。

11月に運用が開始される電子環境の仕組みについて



- ◇ 事業主（社労士含む）のみなさまは、民間サービス事業者が提供するサービス（例：申請APIと連携する人事・給与システム）を利用して、電子申請を行います。
 - ※日本年金機構の届書作成プログラムから直接に申請することはできません。
 - ※手順の詳細は人事・給与システム毎に異なりますので、ご利用のシステムベンダーにお問い合わせください。（申請APIと連携するための仕様書については、内閣府HPで入手申請ができます。事業所において独自に人事給与システムを構築されている場合は、仕様書を入手の上、ご対応をおねがいします。）
- ◇ 事業主のみなさんが電子申請される際は、法人共通認証基盤による資格情報確認により申請者の確認を行いますので、事前にGビズIDの取得をおねがいします。
- ◇ 健康保険組合にはマイナポータルを利用して届出が送信されます。
- ◇ 事業主のみなさまには、この環境から決定通知書を受取ください。
 - ※決定通知書は必ず保存してください。

特定の法人については電子申請の義務化がスタート

電子申請の利用促進の一環として、**特定の法人の事業所**が社会保険・労働保険に関する**一部の**手続を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

ご確認ください

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

ご確認ください

一部の
手続とは

健康保険
厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - ・年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・増加概算保険料申告書

雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

(注意事項)

- 1 2020年4月以降に開始される**各特定の法人の事業年度から**適用されます。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。
 - (1)電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 - (2)労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

健康保険組合への電子申請はG Biz I Dで !!

無料で取得可能なID・パスワード（G Biz I D）で電子証明書
がなくても電子申請が可能に！

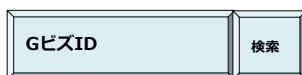


ジー・ビズ・アイディー

令和2年4月からの電子申請にご利用頂ける「G Biz I D」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

※「G Biz I D」の詳細については、以下のホームページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp>



「G Biz I D」の取得方法のご案内

＜手続き方法＞

1. 「G Biz I D」のホームページから「gBizIDプライム作成」のボタンをクリックして、申請書を作成・ダウンロード



2. 必要事項を入力して、作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz I D運用センター」に送付
3. 申請が承認されると、メールが送られてきます（審査に2週間程度要します。）
4. メールに記載されたURLをクリックして、パスワードを設定したら手続き完了！

「G Biz I D」の種類

「G Biz I D」には、2種類のアカウントがあり、手続ではどちらも使用可能です。

gBizプライム
(BizAccountVerify-rep)

法人代表者もしくは個人事業主のアカウント

gBizメンバー
(BizAccountVerify)

組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの利用者が自身のマイページで作成するアカウント